

令和 5年 5月18日

地域密着型サービス事業所 御中

大和郡山市介護福祉課
課長 杉岡直子

運営推進会議開催義務免除の取り扱いの終了について

厚生労働省老健局から令和5年5月1日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取り扱いについて」において、「運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催については、感染拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。」という取り扱いについては令和5年5月7日をもって終了とすることから、参考として添付しております令和2年2月26日付で通知しておりました「運営推進会議の開催義務の免除について」の取り扱いについても終了することとします。

今後は各事業所において運営基準に則った運営推進会議の開催を行っていただくとともに、引き続き最新情報を随時確認のうえ、ご対応をお願いします。

【厚生労働省のホームページ】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/001093399.pdf>

(別紙1)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001093400.pdf>

(別紙2)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001093402.pdf>

担当：介護福祉課介護給付係

電話：0743-53-1151 内線 514・515